

わかしんHBサービス規定

1. (わかしんHB端末による照会サービス)

わかしんHB端末による照会サービスは、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）からホームユース端末による依頼にもとづき、あらかじめ指定された依頼人名義の照会対象預金口座の残高、入出金明細等の照会を行う場合に利用することができるものとします。

2. (照会サービスの受付等)

- (1) 照会サービスにより照会をする場合は、当金庫が定めた番号あてに送信を行い、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて所定の内容をホームユース端末により操作してください。
- (2) 当金庫で受信した暗証番号およびホームユース端末の電話番号が届出の暗証番号およびホームユース端末の電話番号と一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなし、応答いたします。
- (3) すでに応答した内容について、訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、依頼人に通知することなく、変更または取消する場合があります。

3. (ホームユース端末による振込・振替サービス)

- (1) ホームユース端末による振込・振替サービスは、依頼人からのホームユース端末による依頼にもとづき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）から、ご指定金額を引落しのうえあらかじめ依頼人が指定した当金庫本支店、または当金庫以外の金融機関の本支店にある預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）へ入金する場合に利用することができるものとします。
- (2) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
 - ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義の場合は「振替」として取扱います。
 - ② 入金指定口座が支払指定口座と異なる本支店にある場合、または当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは入金指定口座の名義が支払指定口座と異なる場合は「振込」として取扱います。

4. (振込または振替の受付等)

- (1) 振込・振替サービスにより振込または振替をする場合は、当金庫が定めた番号あてに送信を行い、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所

定の内容をホームユース端末により操作してください。

- (2) 当金庫で受信した暗証番号およびホームユース端末の電話番号が、届出の暗証番号およびホームユース端末の電話番号と一致した場合は、当金庫は送信者を依頼人とみなします。
- (3) ご依頼人の内容については、当金庫が振込・振替内容確認画面の確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼人の内容が確定した場合、当金庫は即座に、支払指定口座から振込金額と振込手数料金額との合計額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。
- (5) 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金（決済用普通預金を含む）規定（総合口座取引規定を含みます。）、通知預金規定、当座勘定規定またはカードローン契約書（当座貸越契約書）にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- (6) この取扱いによる1回あたりの振込金額または振替金額の限度は当金庫が定める金額の範囲においてあらかじめ入金指定口座ごとに指定された上限金額の範囲内とします。
- (7) 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。
 - ① 受付時に、振込金額と振込手数料との合計額または振替金額が支払指定口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるとき。
 - ② 支払指定口座が解約済のとき。
 - ③ 依頼人から支払指定口座の支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ④ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払いを不相当と認めたとき。
 - ⑤ 振替取引において、入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。
- (8) 振替取引において入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。また、振込取引において入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

5.（手数料等）

- (1) 本サービス利用期間中は、毎月当金庫所定の基本手数料を支払ってください。
- (2) 本サービスにより振込む場合は、当金庫所定の振込手数料を支払ってください。

(3) 第4条8項により「組戻し」の取扱いをした場合には当金庫所定の組戻手数料を支払ってください。

(4) 手数料は、当金庫所定の振替日に預金通帳および払戻請求書、または当座小切手なしで指定預金口座から自動的に引落します。

6. (サービス利用時間)

ホームユース端末を利用した照会サービス、振込・振替サービスの利用時間は、当金庫が別途定めた時間内とします。

7. (取引内容の確認)

(1) この取扱いによる取引後は、すみやかに普通預金（決済用普通預金を含みます。）通帳、通知預金通帳への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。なお、毎月取引明細表をお送りいたしますので、お取引口座の内容をご確認ください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、ただちにその旨をお取引店にご連絡ください。

(2) 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当金庫の間で疑義が生じたときは当金庫の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

8. (免責事項)

(1) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が意志確認電文を受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取引内容をお取引店にご確認ください。

(2) この取扱いによる振込または振替依頼の受付の際送信された暗証番号およびホームユース端末の電話番号および登録番号と届出の暗証番号およびホームユース端末の電話番号ならびに支払指定口座番号および登録番号との一致を確認して取扱いしましたうえは、暗証番号等につき当金庫の責によらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

9. (届出事項の変更等)

暗証番号、入金指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (解約)

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面によるものとします。また、1年以上にわたり、この取扱いによる振込・振替が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえ取扱いを中止することがありますのでご了承ください。

11. (届出印)

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等にはあらかじめ届出の印鑑を使用してください。
- (2) 当金庫は諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえはそれらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

12. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当座勘定規定、普通預金（決済用普通預金を含む）規定（総合口座取引規定を含みます。）、通知預金規定、納税準備預金規定、定期預金規定、自動継続定期預金規定、期日指定定期預金規定、自動継続期日指定定期預金規定、積立定期預金規定、当座勘定貸越約定書およびカードローン契約書（当座貸越契約書）により取扱います。

13. (契約期間)

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

14. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

2020年4月1日改正